

防災行政無線からサイレンによる訓練放送を行います

市では、気象庁から発表される警報や雨量、河川水位などの予測及び地域の状況等から、災害が発生するおそれがあるときは、その危険性に応じて、「避難準備情報、避難勧告、避難指示」を発令します。避難勧告、避難指示の発令にあたっては、より確実に伝達するため、サイレンと音声を組み合わせて放送することとしております。そこで、「防災の日（9/1）」に市民の皆様へサイレン音の周知を目的として、訓練放送を実施いたします。大音量でご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【日 時】

平成27年9月1日（火） 午前10時

【訓練放送内容】

サイレン10秒→4秒休止→サイレン10秒→4秒休止
訓練、訓練、避難勧告発令。これは訓練です。

サイレン10秒→4秒休止→サイレン10秒→4秒休止
訓練、訓練、避難勧告発令。これは訓練です。

以上で訓練放送を終了します。ご協力ありがとうございました。

大雨や台風に備えて

～ 避難に関する情報の発令と避難について ～

1 避難に関する情報の発令

①避難準備情報とは

河川の氾濫や土砂災害など避難が必要になる可能性が高まったとき、地域住民の皆さんが速やかに避難できるよう準備を促すものです。また、高齢者や障がい者など避難に時間を要する方に対して、早めの段階で避難行動の開始を求めるものです。

②避難勧告とは

河川の氾濫や土砂災害などによる被害が予想され、避難が必要と判断したとき、該当する地域住民の皆さんに避難行動の開始を促すものです。

なお、避難勧告発令時には、防災行政無線からサイレンを鳴らします。（※）

③避難指示とは

避難勧告よりも強く避難を求めるものです。人的被害が出る危険性が非常に高まった場合に発令します。避難中のときは、ただちに避難を完了させてください。また、該当地域で避難していない方は、ただちに避難行動を開始してください。

なお、避難指示発令時には、防災行政無線からサイレンを鳴らします。（※）

【避難行動とは】

- ・ 指定された避難場所への移動
- ・ (自宅等から) 安全な場所への移動 (親戚や友人宅等)
- ・ 近隣の高い建物等への移動
- ・ 建物内 (自宅等) の安全な場所での待避

※サイレンを活用した防災行政無線による伝達

【防災行政無線からの放送内容】

区 分	放送内容 (サイレンパターン+音声)	
	サイレンパターン	
避難勧告	サイレン 10 秒 ————— 4 秒休止	サイレン 10 秒 ————— 4 秒休止
避難指示	サイレン 15 秒 ————— 4 秒休止	サイレン 15 秒 ————— 4 秒休止
		避難勧告発令 放送文
		避難指示発令 放送文

2 避難について

市では、表面に記した避難に関する情報の発令（避難準備情報、避難勧告、避難指示）をした際には、避難所を開設しますので、早めの行動をお願いします。

また、指定された避難所への避難が困難な場合は、最寄りで開設された他の避難所に避難してください。また、避難所への移動が危険なときは、近隣の安全な場所や屋内の安全な場所（2階等）への移動により、身の安全を確保してください。

耐震工事中の避難所について

現在、長生高等学校では、耐震工事のため体育館が使用できなくなっています。よって、避難所を開設する場合は、武道館を臨時的に避難所として開設します。

また、最寄りで開設された他の避難所に避難していただくことも可能ですので、安全に移動できる避難所に避難して下さい。

【問い合わせ先】

茂原市総務課防災対策室

電話 20-1519

FAX 20-1602